

令和8年6月12日

マッチングアプリをきっかけに、コンサルティング契約の勧誘をし、 消費者金融業者での高額な借入れをさせて支払わせる事業者に関する注意喚起

令和6年11月頃以降、異性同士のマッチングを目的とするアプリ（以下「マッチングアプリ」という。）で出会った者から「「営業」の仕事を紹介できる」などと説明され、紹介された者と面談をするとコンサルティング契約の話となり、消費者金融業者からの高額な借入れを勧められ、言われるがまま借入れを行い、支払をしてしまった、という相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、合同会社PLANET（以下「本件事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 本件事業者の概要

本件事業者の概要は下表のとおりです。

名称	合同会社 ブラネット PLANET（法人番号 4011103014460）
所在地	東京都新宿区西新宿三丁目3番13号西新宿水間ビル2F
代表者	平川 あみ

（注）同名の別会社と間違えないよう御注意ください。

なお、本件事業者の法人番号等の情報は、令和8年6月8日時点のものです。

2. 具体的な事例の概要

- (1) マッチングアプリで出会った者から、営業に関する仕事を紹介できる旨を説明され、本件事業者と面談をするよう誘導されます。

主に大学生などの消費者がマッチングアプリを使用し、年上の経営者と称する者（以下「勧誘者」といいます。）（別紙1参考）と実際に会って話をしていると、

・自分は学生時代は落ちこぼれで、恩人に出会い成功できた。

という挫折をして成功をした、といった話や

・将来どんなことをやりたいのか。

・夢はあるのか。

といった将来の夢の話をされます。

消費者が、

・海外留学をしたい。そのためには数百万円必要。

・何かしらで成功したい。

というような回答をすると、勧誘者が、

・今の経営に生かされている営業の仕事を学んだ場所があるので、紹介してもいい。

・営業の仕事は1件契約すると15万円程度入る。

など、「営業」と称する仕事の説明をし、「営業」についての関係者を紹介できる旨の

説明がされます。

消費者が前向きな反応を示すと、本件事業者と面談を行うよう誘導されます。

なお、消費者庁が確認したところ、勧誘者は、本件事業者の関係者であり、勧誘目的を隠して消費者に接触していました。また、勧誘者の中には、年齢、職業、年収等を偽っている者もあり、マッチングアプリ事業者に対し、虚偽の身分証や源泉徴収票を提出していた事例も確認しています。

(2) 仕事を開始するために必要であるとして、コンサルティング契約の勧誘をされます。

消費者は、勧誘者から本件事業者を紹介され、勧誘者同席の下、面談をします。

面談では、本件事業者から、

- ・ 金融商品や不動産を人に勧める仕事。
- ・ 報酬は給与制ではなく、契約が取れたら取れた分収入が入る。
- ・ 契約金額は数千万円から数百万円で、100万円くらいの案件が多い。契約金額の15%くらいが報酬になる。

などの説明がされます。

その後、消費者が前向きな反応を示すと、突然、

- ・ コンサルティング費用は●万円であり、仕事を行うために必要。
- ・ 万が一お客さんに訴えられた場合の弁護士費用として、●万円が必要。

など、本件事業者の「営業」の仕事を行うためには、50万円～150万円といった高額な金銭を、当日中に支払う必要がある旨の説明がされます。

消費者が、高額な支払にちゅうちょしていると、

- ・ お金は消費者金融で借りられる。月に2万円返していけばよく、契約で入るインセンティブで賄える。
- ・ 収入として、不動産の契約金額にもよるが、1件契約すれば15万円以上が入り、コンサルティングの支払金額以上は絶対稼げる。
- ・ 誰でもでき、必ず契約が取れ、お金が入ってくる。

など、コンサルティング契約の金銭は消費者金融業者から借入れが可能で、本件事業者の指導に従って仕事をすれば、確実に当該契約金額を超える収入が得られる、といった説明がされ、消費者は最終的に了承します。

(3) 消費者金融業者での借入れを勧めて支払わせます。

消費者は、本件事業者に言われるがまま、複数の消費者金融業者にオンラインで借入れを申込み、1社当たり最大50万円の借入れを行い、近くのコンビニで現金を引き出して本件事業者に手渡しで現金を支払います。

なお、消費者の中には、借入れの申込時に職業や年収を偽るよう指示されたり、消費者金融業者からの確認電話に虚偽の説明をするよう指示されたりした者もいました。

支払が終わると、「コンサルティング契約書」(別紙2)への署名及び押印が求められるほか、研修の日程調整などが行われ、この日は終了します。

(4) 研修をした後、マッチングアプリで勧誘をするよう誘導されます。

コンサルティング契約後、本件事業者は、会社概要、ビジネスマナーなどの研修を消費者に実施した上で、消費者にマッチングアプリを利用して勧誘を行うよう誘導します。具体的には、マッチングアプリで知り合った相手を本件事業者に紹介し、契約が成立した場合、契約金額の一部が支払われるという内容であり、これは、消費者自身が勧誘者に勧誘された方法と同様の方法でした。

なお、消費者の中には、本件事業者から、マッチングアプリのプロフィール登録時、年齢、職業、年収、経歴等を偽るよう指示されたり、マッチングアプリ事業者に提出するために偽造した身分証明書を提供されたりした者もいました。

(5) 指導どおりに勧誘をしますが収入は得られません。

消費者は、本件事業者の指導どおりに勧誘活動を行いますが収入は得られず、消費者金融業者からの借入金が残ります。

3. 消費者庁が確認した事実

本件事業者は、消費者に対し、あたかも、コンサルティング契約を締結し、本件事業者の指導に従い仕事をすれば、一定額以上の収入が得られるかのように告げていましたが、実際には、消費者の収入は消費者が行う勧誘の成否に左右される不確実なものでした（断定的判断の提供）。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 「うまい話」はありません。簡単に稼げるというような勧誘をうのみにしないようにしましょう。

本件で、消費者は、マッチングアプリで出会った者からの話をきっかけに、本件事業者を紹介され、本件事業者の仕事を実施すれば、確実に支払金額を超える収入が得られるなどと勧誘されています。

「簡単に稼げる」ような「うまい話」はありませんので、そのような話をうのみにしないようにしましょう。

○ 高額な支払には慎重になりましょう。

もうかるはずの仕事で、高額な借入れを要求された場合、慎重に対応し、少しでも納得できない点があれば、はっきり断りましょう。

○ 「仕事」には十分に注意しましょう。

本件でいう「収入が得られる営業の仕事」は、本件事業者が消費者に行ったように、勧誘目的を秘してマッチングアプリを使い、本件事業者と高額な契約をするよう、他人を勧誘する仕事でした。

このような行為を実施すると、消費者自身が加害者になるリスクもあります。少しでも怪しいと感じたら、一度立ち止まり、まずは誰かに相談するなどして、対応を考えましょう。

○ クーリング・オフが認められる場合があるので、すぐに「188（いやや!）」へ電話しましょう。

特定商取引法に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）又は業務提供誘引販売取引に該当する場合、書面を受け取ってから20日間は、クーリング・オフ可能です。

契約書にクーリング・オフの記載がない場合や、一見して事業者間契約のような場合であっても、クーリング・オフが認められる場合があります。

困ったときは、すぐにお近くの消費生活センター等に相談しましょう。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
独立行政法人 国民生活センター	副業サポートや投資の名目で借金させる業者に注意！－複数の貸金業者から次々と借り入れさせる手口が目立ちます－（令和8年5月20日）	https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260520_1.html
消費者庁	在宅ワークの求人情報をきっかけに、高額なコンサルティング契約をさせる事業者に関する注意喚起（令和7年12月19日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/044502/
独立行政法人 国民生活センター	儲け話に関するトラブルにご注意！（令和7年12月11日）	https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/moukebanashi.html
消費者庁	簡単な副業をうたい高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和7年6月26日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/042732/
消費者庁	遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者に関する注意喚起（令和6年2月29日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/036459/
独立行政法人 国民生活センター	親しい仲間同士のつながりを利用したマルチ取引の勧誘に注意（令和5年10月24日）	https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen464.html
消費者庁	SNS などを通じた投資や副業といった「もうけ話」にご注意ください！	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_036

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン：「188（いやや!）」番
（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）
- ◆ 警察相談専用電話：「#9110」番

公表内容に関する問合せ先
消費者庁 消費者政策課財産被害対策室
TEL:03-3507-8800（代表）

マッチングアプリの勧誘者のプロフィール（例）

年齢 33

身長 170

名前 ●●

性別 男

居住地 東京都

出身地 神奈川県

職業 経営者・役員

年収 3000～5000 万

学歴 短大・専門学校卒

趣味 映画鑑賞・キャラクターコンテンツ・トレーニング

自己紹介 はじめまして！●●です。トレーニングジムを運営しています。ここでは長期的に1人をサポートしようと考えているため、将来に向かって頑張っている人は是非話しかけてください！キャラクターコンテンツと美容は特に好きなので是非そのお話しもできたらなと思います😊 ドタキャンは絶対になしでお願いします。

（注）一部消費者庁で修正

コンサルティング契約書（例）

コンサルティング契約書

合同会社 PLANET 及びそのコンサルタント（以下、「甲」という。）と事業者である「クライアント」欄記載の法人ないし個人事業主 [REDACTED]（以下、「乙」という。）とは、ビジネスに関するコンサルティング業務の提供に関し、以下のとおり契約を締結する。

甲と乙は、本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

第1条（コンサルティング業務の委託）

乙は、甲に対し、以下の各号に定めるビジネスに関するコンサルティング業務（以下、「本件業務」という。）の提供を委託し、甲はこれを受託する。

- ① ビジネスに関する知識、技術の提供
- ② ビジネスに関する調査、指導

第2条（コンサルティング方法）

本件業務は、以下の各号に定める方法・媒体のうち、本契約締結時に乙が指定した方法・媒体により行うものとする。但し、乙が指定しない場合は、甲が乙にとって最善の方法と判断する方法・媒体において行うものとする。

- ☐ ① 会議（Skype 会議等を含む）
- ☐ ② 報告書・意見書等の文章
- ☐ ③ メール（LINE）
- ☐ ④ 電話

2 前項により乙が本件業務の方法ないし媒体を指定する場合は、乙は、前項各号のうち指定する項目の□にチェックの上、本契約を締結するものとする。

第3条（業務の遂行）

甲は、本件業務を、善良なる管理者の注意をもって遂行する。

2 甲は、本件業務の遂行に際し、本契約書に記載のない事項の処理が必要であると判断した場合には、その旨を乙に報告し、それらの事項についての依頼の有無、依頼する場合の条件等について、両者協議のうえ決定する。

第4条（権利の帰属等）

乙は、本件業務の遂行過程において甲が作成し、乙に提出する報告書その他のドキュメント等（メール等も含み、媒体は問わないものとし、以下、合わせて「本件資料等」という。）に関する著作権、およびそれらに含まれるノウハウ、コンセプト、アイデアその他の知的財産権は、すべて甲に帰属することに同意する。

2 甲は、第6条の秘密保持義務に違反しない限度で、本件資料等、およびこれに含まれるノウハウ、コンセプトまたはアイデア等を、乙以外の第三者に対する本件業務と同一または同種の業務の遂行に使用することができ、乙もこれに同意する。

第5条（本件資料等の利用）

乙は、本件業務の遂行過程において甲より受領した本件資料等およびこれらに含まれる情報を、自己使用目的に限り、自己の責任と負担において利用することができる。

- 2 乙は、本件資料等の複製またはこれらに含まれる情報を、第三者（SNS での情報漏洩も含む）に対して提供もしくは公表してはならない。但し、事前に甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 乙が、第2項に違反して、第三者（SNS での情報漏洩も含む）に対して本件資料等の複製またはこれらに含まれる情報を公表した場合は、乙は、甲に対し、賠償金として金100万円を下回らないものとする。但し、乙の行為により甲に当該違約金を超える損害が発生した場合は、その損害賠償請求を妨げるものではない。
- 4 乙が、第2項に違反して、第三者（SNS での情報漏洩も含む）に対して本件資料等の複製またはこれらに含まれる情報を公表した場合は、当該行為により乙が得た利益は、甲の損害額と推定する。
- 5 本条第2項から第4項の規定は、本契約終了後も存続するものとする。

第6条（秘密保持）

いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者（SNS での情報漏洩も含む）に開示してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も存続する。

第7条（契約期間）

本契約の契約期間は甲が乙から報酬を受領した翌日より6ヶ月とし、期間延長については、乙と甲が協議の上定めるものとする。

第8条（再委託）

甲は、本件業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合には、乙に対して、事前にその理由、具体的な委託事項および再委託の相手方について説明の上、その承諾を得なければならない。

第9条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、甲が、乙の同意を得て本件業務の全部またはその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではない。

第10条（業務の報酬）

乙は甲に対してコンサルティング業務の報酬として、金 〇〇〇 万円（税込）を支払う。

第11条（乙の利益について）

乙は、本件業務により得た知識を活用し自己で独自に利益を得た場合、その利益の全額をすべて自己のものとする。但し、本件資料等や本件業務により得たノウハウ、知識等を第三者に販売した場合は、この限りではなく、第5条第2項から第5項が適用されるものとする。

第12条（不可抗力免責）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他受託者の責に帰し得ない事由による受託業務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、甲はその責に任じない。

第13条（契約の変更等）

本契約および本契約に関連する全部またはその一部の変更は、各当事者の正当な権限を有する代表者の記名および押印を付した書面によらなければ、その効力を生じないものとする。

第14条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

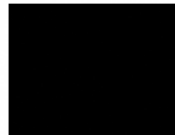
第15条（協議）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、および乙が双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

契約締結日：令和 年 月 日

（甲）

住所：東京都新宿区西新宿3丁目3番13号西新宿水間ビル2F
名前：合同会社 PLANET



（乙）

住所：

名前：

法人番号ないし開業届番号：

